

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項 当社の紹介により就職した者が
入社後 3 ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責め
に基づく解雇に

より雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に
定める金額を求人者に返還する制度です。 （

- 1) 入社後 1 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 80%
- (2) 入社後 1 ヶ月超 3 ヶ月以内に雇用契約が終了した場合
50%

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中
の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、
この返戻金制度は適用しません。 また、返戻金制度は有料
職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。